

南あわじ市 平成 22 年度 事務事業評価シート  新規  継続  
( 運営用 )

## I 基本事項

		整理番号	1287
事業名	歴史民俗資料館施設管理費	予算科目	会計 一般会計・1
担当部課名	教育部 生涯学習文化振興課		款 教育費・10款
電話	0799 - 37 - 3020		項 社会教育費・5項
			目 文化財保護費・7目
南あわじ市総合計画 施策体系	まちづくりの柱	人づくり_知恵あふれ_郷土愛が満ちるまちづくり_	
	まちづくりの目標	大好き_ふるさと南あわじ【郷土愛】	
	施策目標	地域の歴史を学び、祭や伝統文化に親しみ、語り継ぐことのできる市民を育てる	

## II Plan (計画、事業内容、事業背景)

施設概要	設置目的	対象(誰を・どのような状況の人を) 市民		
		意図(どのような状態になってもらいたいのか、事業を実施する「本来の目的」を記入) 市内の文化資料を収集・保存・活用し市民の学術・文化の向上に資するとともに、郷土愛と文化財保護思想の向上を図る。		
	施設内容	(敷地面積、延床面積、構造、収容人数、駐車台数、付属施設など)		
		施設名称	南あわじ市歴史民俗資料館	
		所在地	南あわじ市賀集八幡654番地	
		設置年度	昭和 48 年度	
		敷地面積：1741.27㎡ 延床面積：85㎡ 構造：鉄筋コンクリート 所蔵資料：民俗資料(漁具・農具・生活用具ほか)		
	稼動状況	(施設の利用状況、稼動状況) 所蔵資料の大半が市民からの寄附によるものであり、比較的質の高い民俗資料(漁具、農具、生活用具ほか)を収集・保存・管理している。 旧南淡町時代から近年は常時開館しておらず、市民・島外の観光客、歴史愛好家等からの見学希望の連絡を受けた場合に公開している。(担当職員が対応している。)		
	施設設置根拠法令等	南あわじ市歴史民俗資料館条例 南あわじ市歴史民俗資料館条例施行規則		
	開館時間	午前 9 時 00 分 ~ 午後 5 時 00 分		
休館日	<input checked="" type="checkbox"/> 平日 <input type="checkbox"/> 月曜日 <input type="checkbox"/> 土曜日 <input type="checkbox"/> 日曜日 <input checked="" type="checkbox"/> 祝祭日 (その他) 12/29 ~ 1/3			
運営方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託(施設設備保守管理等は下の管理方法に記入)			
	委託団体	(1)		
		(2)		
	委託内容	(1)		
		(2)		

## Ⅲ Do (管理状況、使用料、投入資源等)

		(委託業種、作業内容、設備・備品内容、修繕内容など)				
管理方法	<p>施設敷地内の環境整備について、地元の八幡西自治会に清掃管理業務を委託している。市内で収集した民俗資料(漁具・農具・生活用具ほか)を保存・管理している。農具関係資料については、同施設内の収蔵庫に保管している。瀬戸内海における漁業の歴史をたどることの出来る漁具関係資料を常設展示している。</p>					
	施設管理従事職員	市職員	人	臨時・委託職員	人	合計 0人
使用料等	<p align="center"><b>受益者負担について(料金体系、根拠法令など)</b></p>					
	<p>小学校及び中学校の児童及び生徒 20円(15円)          高等学校の生徒 30円(20円)          その他 50円(30円)          ( )内は30人以上の同時入館で引率するものがある場合。          6歳未満のものは無料。</p> <p>【根拠法令】          南あわじ市歴史民俗資料館条例第8条</p>					
	<p align="center"><b>減免措置(減免内容、根拠法令など)</b></p> <p>市内の小学校及び中学校の児童または生徒が学習のために教職員に引率されて入館する場合は、入館料を免除する。          教育委員会は、教育上その他の理由により必要があると認めるときは、入館料を免除することができる。</p> <p>【根拠法令】          南あわじ市歴史民俗資料館条例第9条</p>					
資源配分(インプット)		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	直接事業費(千円)	62	62	62	62	62
	需用費(電気使用料)					
	役務費(建物損害保険料)	2	2	2	2	2
	委託料(花木管理)	60	60	60	60	60
	財源(千円)					
	国					
	県					
	起債					
	その他					
	一般財源[A]	62	62	62	62	62
	人件費(正規職員)[B](千円)	0	0	0	0	0
	平均人件費(1日当り)	30.1	27.9	28.2	27.4	27.4
事業量1(事業に要した日数)	0	0	0	0	0	
事業量2(事業に要した人数)	0	0	0	0	0	
年間経費([A]+[B])	62	62	62	62	62	
経費に関する補足説明	<p>光熱水費(電気使用料)は、現在資料館費に予算計上、支出している。          H19(4千円)、H20(4千円)、H21(5千円)、H22(4千円)、H23(4千円)          平成21年度まで決算額。平成22年度以降当初予算額。</p>					

## IV Check (事業の自己評価・一次評価)

設置目的達成度	(達成度の分析、問題点・課題などを記入。) 所蔵されている民俗資料については、写真記録・一覧表を作成するなど記録保存に関する一定の管理はできているが、施設が常時一般公開されておらず、市民の学術・文化の向上及び郷土愛と文化財保護思想の向上のために資料が十分に活用されていない。 施設の構造上、収蔵資料に対する温湿度管理、防虫・防カビ対策(資料の燻蒸等)の基本的な保存処置が困難である。資料には木製のものが多く、特に虫害に対する予防が必要であるが、現状では限界があり、資料の適切な保存には重大な課題である。 阪神淡路大震災の被害により解体された県指定有形民俗文化財「旧北本家住宅並びに付属家」の復元は重要課題である。	自己評価 (5点評価)
	2	
効率性	(施設の効率性・コストの分析、問題点・課題などを記入。) 社会教育施設(原則、非営利)であること、常時開館していないことなどから、入館料収入は見込めない。 常時一般公開されていない施設ではあるが、自火報機作動のための電力、建物損害保険料等は建物を管理するうえで、また、地元自治会による清掃作業委託業務は施設敷地内を維持管理していくうえで必要最小限の経費であると考えます。 施設老朽化に伴う最低限のメンテナンス、施設敷地内の植栽等の剪定業務に関する費用を必要に応じ予算化し、近隣住民や地元自治会に迷惑のかからないよう維持管理する必要がある。	自己評価 (5点評価)
	2	
必要性	行政関与の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 高 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 低	自己評価 (5点評価)
	(公共が設置すべきか、市民ニーズはあるかなどを分析、問題点・課題などを記入。) この施設に所蔵されている民俗資料は、郷土の歴史を知り、市民の学術・文化の向上及び郷土愛と文化財保護思想の向上を図るための市民の大切な財産であり、本来、その目的のために大いに活用されるべきものである。経済的・物質的な豊かさよりも心の豊かさを育むための生涯学習の一翼を担う社会教育施設として、本施設の管理運営は行政主導により行われるべきである。	
総合評価	自己評価をふまえた現状分析 合併後は、所蔵資料についての基礎的調査及び記録整理等と若干の資料収集につとめてきたが、旧南淡町時代から近年は常時開館しておらず、また、県指定「旧北本邸」も復元の目途が立っておらずと当施設の管理運営については、課題が山積した状態が少なからず続いている。 施設のあり方については、今後、他の社会教育関係施設の管理運営等の検討を進めていく中で、それぞれの施設が持つ役割を見直し、施設の効果的かつ合理的な統廃合を含め、統括的に計画していくべきであろう。	<p>評価グラフ</p>

## V Action&amp;Plan (改善の内容及び次年度以降の計画)

	平成23年度にできる改善・改革	平成24年度以降にできる中期的な改善・改革
今後の方向性とその理由	<input checked="" type="checkbox"/> 現状維持	<input checked="" type="checkbox"/> 現状維持
	<input type="checkbox"/> 見直し (下記の見直し内容にチェック)	<input type="checkbox"/> 見直し (下記の見直し内容にチェック)
	<input type="checkbox"/> 人員配置の見直し <input type="checkbox"/> イベント等の見直し	<input type="checkbox"/> 人員配置の見直し <input type="checkbox"/> イベント等の見直し
	<input type="checkbox"/> 開館時間、休日等の見直し <input type="checkbox"/> 使用料の見直し	<input type="checkbox"/> 開館時間、休日等の見直し <input type="checkbox"/> 使用料の見直し
	<input type="checkbox"/> 指定管理者委託 <input type="checkbox"/> 民間譲渡	<input type="checkbox"/> 指定管理者委託 <input type="checkbox"/> 民間譲渡
	<input type="checkbox"/> 統合 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 統合 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 <input type="checkbox"/> その他
	近隣住民や地元自治会からの要望もあり、施設敷地内の植栽等の剪定や、施設敷地内の環境整備を実施する。	同左。
( で 具 体 的 な 改 善 方 法 記 入 )		
( 見 直 し に よ り 期 待 さ れ る 効 果 記 入 )		
(現状維持の場合も記入)	<b>仮に</b> 施設を廃止した場合に予測される影響(プラス面、マイナス面)	
	他施設による所蔵資料の保管が必要となる。 市内の類似施設の統廃合を検討する必要性が生じてくる。 県指定有形民俗文化財「旧北本家住宅並びに付属家」の復元。	
(現状維持の場合も記入)	<b>仮に</b> 外部委託した場合に予測される影響(プラス面、マイナス面)	
	建物は非常に老朽化しており、現状のままでは集客施設としてのメリットがないと考えられる。 県指定有形民俗文化財「旧北本家住宅並びに付属家」の復元は行政が実施しなければならないので、外部委託は不可能である。	